

改訂

第 2 次 さいたま市 地域福祉 活動計画

概要版



社会福祉法人
さいたま市社会福祉協議会

第2次 さいたま市地域福祉活動計画とは

地域の実情を踏まえ、さいたま市においてこれからの地域福祉をどのように進めていくかを体系的に整理し、特に重点的に取り組むべき課題を中心にまとめた「さいたま市地域福祉活動計画」を平成16年3月に策定しました。その後の見直し、改訂を経て、平成25年3月には「第2次さいたま市地域福祉活動計画」を策定し、事業を展開してきました。

第2次さいたま市地域福祉活動計画は、新たな地域課題の発生や社会情勢の変化、本会の取り組み状況等を検証し、改めてさいたま市社会福祉協議会が目指す方向性に取り組むべき課題を明らかにしたものとなっています。

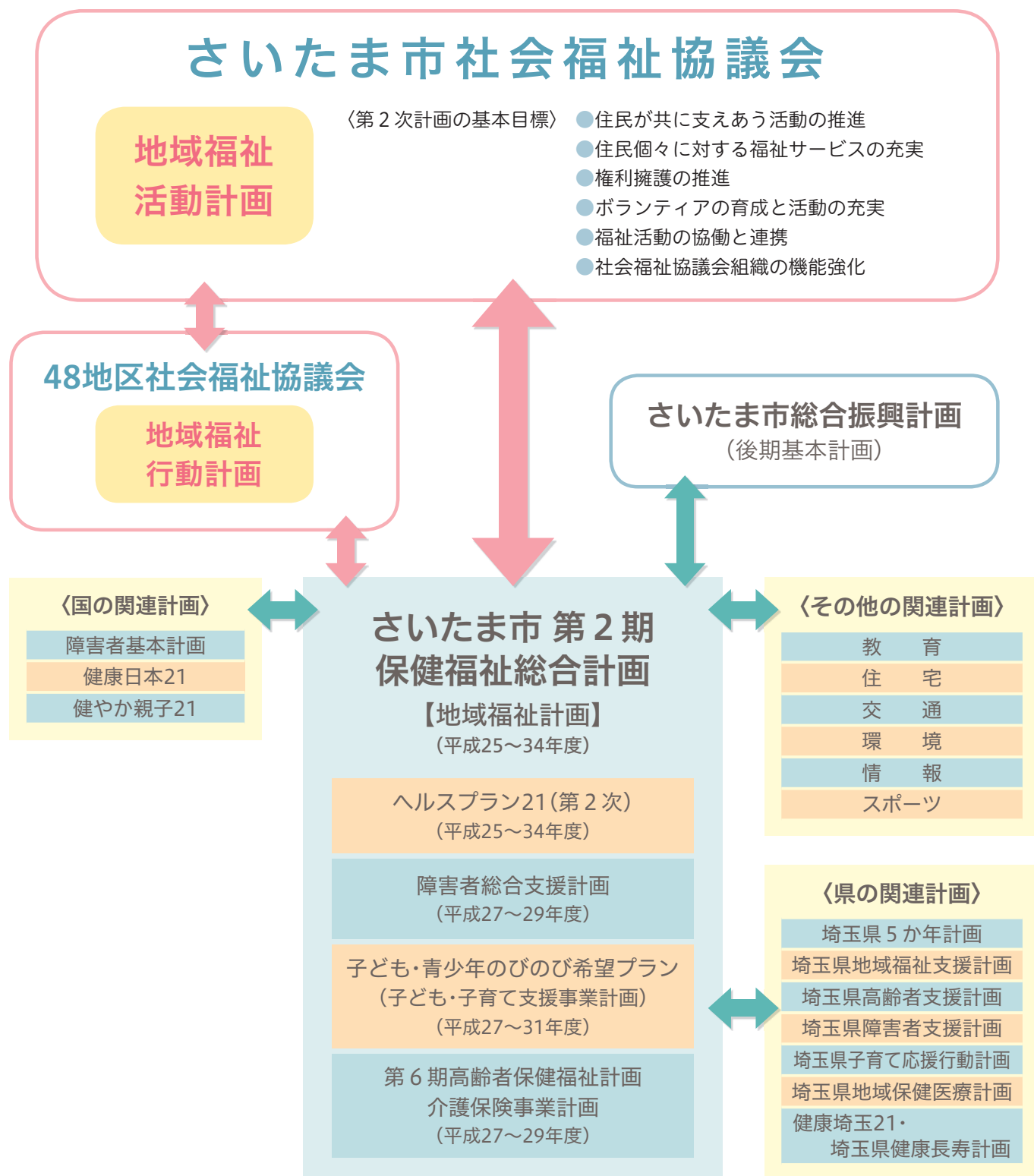
また、さいたま市においては、平成25年9月に策定された「第2期保健福祉総合計画（地域福祉計画）」に基づき、各施策が推進されています。同計画では、地域福祉を実現するための仕組みとして、行政、さいたま市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の3層構造により地域福祉を推進していくことが位置づけられているため、第2次さいたま市地域福祉活動計画においても、3層構造の推進体制の下、地域福祉活動が具体的に進展するよう、整合性を図っています。

・ 改訂の経緯 ・

第2次計画策定から4年が経過し、この間、子どもの貧困対策法、生活困窮者自立支援法の施行、地域包括ケアシステムを構築するための介護保険制度の大幅な改正、障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法の施行、社会福祉法の改正といった、地域福祉活動に関連する重要な法律・制度の施行や改正が行われました。こういった地域福祉を取り巻く状況の変化に際し、新たな視点から事業や活動を見直す必要性が高まったことから、計画の改訂を行いました。

計画の位置づけ

この計画は、さいたま市社会福祉協議会が地域のニーズを把握し、住民・事業者・行政などと協力し、地域における様々な福祉問題を計画的に解決していくために、さいたま市保健福祉総合計画や他の計画と連携しながら、ともに実現をめざすものです。



社会福祉協議会（社協）とは

社会福祉協議会（社協）は、住民と公私の社会福祉関係者、団体・機関等によって構成される民間非営利組織（社会福祉法人）であり、地域福祉の実現を具体的・計画的に推進する中心的担い手として、社会福祉法に位置づけられています。

民間組織としての自主性と広く住民と関係者に支えられた公共性という二つの特徴を併せ持ち、住民主体の原則に基づき、地域が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題として捉え、皆で考え、話し合い、活動を計画し、協力して解決を図ることを通して、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指すことを目的としています。

特定の福祉課題の解決だけを目的とせず、既存の福祉の枠組みでは対応できない課題、複合的課題、潜在化している課題に取り組んでいくことが他の組織にはない特徴であると言えます。

地区社会福祉協議会（地区社協）とは

地区社会福祉協議会は、地域福祉を推進していく中核的な役割を担う団体のひとつとして、市町村よりも小さい区域に組織された社会福祉協議会です。

住民にとって最も身近な社会福祉協議会として、住民が主体となり組織されている任意団体で、自治会、民生委員児童委員協議会を中心に、老人クラブ、子ども会、福祉施設等、地域の様々な組織・団体で構成されています。

さいたま市内には、48の地区社会福祉協議会があり、それぞれの特色を活かした事業を展開しています。

なお、さいたま市では、地域福祉活動の中心となっていた自治会連合会及び民生委員児童委員協議会の活動エリアと地区社会福祉協議会の区域をほぼ一致させることにより、地域福祉活動の基礎単位として設定しています。

さいたま市 48地区社会福祉協議会



社会福祉協議会のめざすもの

昨今の法律や制度の改正により地域福祉への期待が増大する中、平成28年7月に厚生労働省は「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げました。ここでは高齢者や障害者、子育て家族、生活困窮者等の地域住民が必要に応じた支援を受けつつも役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、今後の福祉改革を進めていくことを基本コンセプトとして位置づけています。

こういった新しい地域福祉時代の到来を見据えて、全国社会福祉協議会（全社協）は、平成22年12月に「全社協福祉ビジョン2011」を、また、平成24年10月には「社協・生活支援活動強化方針」を発表しています。

この2つの提言では、社会福祉協議会が「いま、重点的に取り組む重要課題」として、「地域における総合相談・生活支援体制の強化・確立」、「地域での公益活動の展開強化」、「地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり」、「福祉人材の確保・育成・定着の取組強化」等を示しています。また、社会福祉協議会の役割として、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、地域のあらゆる生活課題を受け止め、その解決にあたることを使命とし、深刻な生活課題や社会的孤立の予防などの新たな地域福祉の課題に向き合い、誰をも排除しない福祉のまちづくりに取り組むことが求められており、改めて現在の社会福祉協議会活動において、その使命を果たしているのかということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図る重要性を指摘しています。

このような状況を踏まえ、さいたま市社会福祉協議会は、これまで取り組んできた地域活動支援に加え、個別の生活課題の解決を地域住民や専門職と共に支援する「個別支援」を通じ、地域に必要な社会資源を創出する「地域支援」の取り組みへと展開していきます。

また、「地域福祉の理解を広げる基盤づくり」、「地域福祉の担い手づくり」、「支えあう地域づくり」をさいたま市、地区社会福祉協議会、関係機関、地域住民と連携・協働しながら推進し、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

基本理念

次の2つの基本理念に基づいて、さいたま市の地域福祉活動を推進します。

地域に生きる一人ひとりが、その人らしく、
安心して暮らせるまちをつくります。

住民一人ひとりの主体的な参加と協力のもとに、
共に支えあい、互いを理解し合う地域福祉をめざします。

基本構想

さいたま市社会福祉協議会は、この計画の実現をめざして、次の3つの役割を果たしていきます。

3つの 基本構想

福祉コミュニティの推進における
中核的役割を果たすこと



地域福祉の推進と
質の向上を目指した活動をしていくこと



地域における権利擁護を
推進すること



住民が共に支えあう 活動の推進

住み慣れたまちで元気で生き生きと暮らす、そのためには住民自らの課題を住民自らが担い手となり、参加と協力で解決していく地域での支えあいのしくみが不可欠です。

住民の福祉活動への積極的な参加のための情報提供や、地域特性に応じた活動について、住民と共に積極的に活動を推進していきます。



地区社会福祉協議会活動の支援



地域福祉コーディネーターの育成

重点 事業

● 地区社会福祉協議会活動の支援

地域の福祉ニーズや地域の特性に応じた次期地域福祉行動計画が計画どおり策定されるよう積極的に支援活動を行っていきます。

地区社会福祉協議会の会議等に出席し、組織運営や事業実施の企画立案等への支援及び課題の共有とその解決に向けた取り組みを協働して行っていきます。

● 地域福祉コーディネーターの育成

地域福祉コーディネーターの役割および育成方法を明確にし、区事務所職員と協働して地区社会福祉協議会の活動支援を行っていく体制を構築していきます。

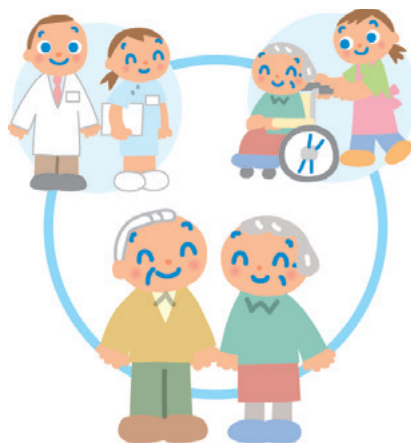
住民個々に対する 福祉サービスの充実

安心して暮らす、そのためには住民一人ひとりの状況や必要に応じ、適切な福祉サービスが提供される環境を整備していくことが不可欠です。

社会情勢等の変化により変わってくる住民から寄せられる情報・要望や潜在化している地域の多様な生活課題を受け止め、ニーズにあったサービスを企画、開発、提言する機能を拡充し、さいたま市をはじめ、福祉・医療等の各種関係機関や住民と連携し、推進していきます。



総合支援検討会議



生活支援体制整備事業

重点 事業

● 総合支援検討会議

多問題を抱える世帯などの、既存の制度が機能していない、または既存の制度では対応できないケースについて、総合支援検討会議を開催し、その対応を検討していきます

● 生活支援体制整備事業

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるように、自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域包括ケアシステムの実現に向け、積極的に取り組んでいきます。

権利擁護の推進

認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が低下した方でも、地域で安心して生活が送れるよう成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進するとともに、ひとり暮らし高齢者等の入院や施設入所の際の保証機能などのサービスを充実させることにより、地域における権利擁護体制の一体的拡充を図っていきます。

また、市民に対する権利擁護的相談及び支援を行う関係機関に対して、専門性を強化するための相談等を実施していきます。



法人後見活動



(仮称)成年後見制度利用総合支援事業



日常生活自立支援事業(あんしんサポートさいたま)

重点 事業

- 法人後見活動
- (仮称)成年後見制度利用総合支援事業
- 日常生活自立支援事業(あんしんサポートさいたま)

認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が低下した方でも、安心して地域で生活ができるよう成年後見制度等の利用促進の取り組みを強化していきます。

ボランティアの育成と 活動の充実

福祉コミュニティの形成の流れを生み出す人材の育成を目指し、ボランティア意識の啓発と参加・情報提供の機会の拡大を図ります。

また、NPOやボランティア団体との連携・協働を推進し、団体相互の活動の活性化を図り、新たな市民活動のあり方を研究・推進・支援します。



ボランティア体験学習事業



福祉教育・ボランティア学習推進事業

重点 事業

● ボランティア体験学習事業

「共生の理念、共に生きる力の重要性」を伝えていくため、市内のボランティア団体、福祉施設等と協働し、ボランティア活動の体験機会を企画していきます。

● 福祉教育・ボランティア学習推進事業

学校や地域団体等からの福祉教育に関する企画相談を積極的に受け、実施に関する支援をしていくとともに、教員等学習支援者への研修も行っていきます。

福祉活動の協働と連携

相談を受け表面化した問題や潜在化している問題など、住民が抱える問題の発見や解決に向けて、相談支援をする必要があります。その過程で相談を受けている事業所が対応できない内容の場合は、事業実施している他関係機関に確実につなげ、協働し支援していけるようにすることが必要となります。

地域における各種関係機関との連携・協働が円滑にできるように、一つひとつの事例を通して、しくみづくりを推進していきます。

また、住民の福祉意識の向上を図ると共に、福祉関係機関が住民活動への支援を効果的に行えるよう各種研修を行います。



地域支援ネットワーク会議



福祉人材の育成

重点 事業

● 地域支援ネットワーク会議

潜在化している問題など、住民が抱える問題の発見や解決に向けて、関係機関との協力関係を構築するため、各地区で地域支援ネットワーク会議が開催できるよう支援していきます。

● 福祉施設等従事者研修

● 地域福祉推進研修

● 市民向け研修

● 地域包括支援センター職員研修

● 市民に対する介護技術等の研修に関する事業

● 在宅ケアサービスについての相談助言・情報提供に関する事業

福祉従事者、地域福祉関係者、市民等への研修を企画し、地域福祉を推進するための知識、技術の向上を図り、関係者が連携して地域福祉活動ができるよう推進していきます。

社会福祉協議会組織の 機能強化

福祉コミュニティの推進における中核的役割を果たすためには、地域福祉を推進する社会福祉協議会職員としての専門的知識や能力を身につけることが求められます。

研修を充実させ、職員の人材育成に努めると共に、組織として体系的に取り組みができるよう組織の基盤強化を図ります。

また、社会福祉協議会の存在や役割、活動内容について住民の理解が得られるよう積極的に働きかけていきます。



区事務所体制の機能強化



地域福祉の実践に向けた研修

重点 事業

● 区事務所体制の機能強化

地域の各種関係機関と連携を深め、協働していくことができるように、また、地区社会福祉協議会の活動を十分支援することができるように、区事務所体制の機能強化を図ります。

● 地域福祉の実践に向けた研修

コミュニティソーシャルワークを実践していくさいたま市社会福祉協議会職員の専門性を高める研修を実施します。

地域福祉活動計画体系

基本理念

- 地域に生きる一人ひとりが、その人らしく、安心して暮らせるまちをつくります。
- 住民一人ひとりの主体的な参加と協力のもとに、共に支えあい、互いを理解し合う地域福祉をめざします。

基本目標

住民が共に支えあう
活動の推進

住民個々に対する
福祉サービスの充実

権利擁護の推進

ボランティアの
育成と活動の充実

福祉活動の
協働と連携

社会福祉協議会組織
の機能強化

推進項目

- ① 地区社会福祉協議会活動の活性化
- ② 地域の福祉活動の支援
- ③ 地域福祉活動に関する意識啓発
- ④ 情報発信の充実

- ① 生活安定のための支援
- ② 地域に暮らす高齢者への支援
- ③ 地域に暮らす障害者への支援
- ④ 地域に暮らす子ども(子育て世帯)への支援
- ⑤ 療養生活をしている人への支援
- ⑥ 既存制度では対応できない人への支援

- ① 成年後見制度等の利用の促進
- ② 生活基盤の安定のための支援
- ③ 対応機関への支援
- ④ 各種相談窓口の実施

- ① ボランティア活動の総合的窓口の充実
- ② ボランティア・市民活動への支援と連携
- ③ ボランティア・市民活動の推進と福祉教育

- ① 支援ネットワークの構築
- ② 福祉人材の育成

- ① 財政基盤の強化
- ② 組織の基盤強化
- ③ 災害時の支援体制の整備
- ④ 職員の人材育成
- ⑤ 社会福祉協議会事業の評価と検討の実施



改訂

第 2 次
さいたま市
地域福祉
活動計画

概要版

社会福祉法人
さいたま市社会福祉協議会
平成29年 3 月

さいたま市浦和区常盤9-30-22
TEL：048-835-3111
FAX：048-835-1222